

職業性疾患・疫学リサーチセンターの目的及び事業

(定款より抜粋)

(目的)

第3条

この法人は、勤労労働者に関わる労働と健康のあらゆる問題に対し、労働者が直面する職業性疾病、健康に関わる問題解決にむけた労働衛生、社会医学、社会科学的な調査研究活動、情報提共活動、支援相談活動、労働安全衛生の普及啓蒙活動および教育活動の発展と改善をはかり、広く労働者の福祉の実現と精神的、身体的、社会的に健康で健全な労働生活の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条

1. この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健・医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の増進を図る活動

(事業)

第5条

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 調査研究事業

① 職業性疾患に係る疫学、病態及び治療に関する調査研究事業

② 労働者の健康保持・増進に関する調査研究事業

③ 職業性疾患の予防に関する調査研究

(2) 情報収集・情報提供事業

① 職業性疾患の発生状況ならびに予防活動に関する情報収集・情報提供事業

② 労働者の健康と労働に関する情報収集・情報提供事業

(3) 保健相談事業

① 職業性疾患の予防ならびに救済活動に関する保健相談事業

② 労働者の健康管理・社会復帰に関する健康相談事業

(4) 普及啓蒙事業

① 季刊「社会労働衛生」、研究報告書、職業性疾患の予防に関する啓蒙書の発行
やホームページの運営

② 「建設労働者の労働と健康を考える協議会」を主宰し、年一回の研究集会を
開催する

③ 職業性疾患に係る疫学、病態に関するセミナーの開催